

令和6年度【参考】農地賃借料

◎農地法改正により、標準小作料は廃止されました。

この農地賃借料は、契約の目安として提示していますので、耕作地の条件や、国の水田に対する交付金の有無などを考慮のうえ、当事者間で協議して適正な金額を決定してください。

また、個別の耕作条件を賃借料へ反映するための表もあわせて提示しますので、当事者間協議の参考としてお使いください。

●【参考】農地賃借料

区分	収量の目安 (10a当たり)	参考賃借料 (10a当たり)	
1	600kg(10俵)以上の地域	10,500円	○土地改良賦課金については、経常的経費(経常賦課金、維持管理費)は耕作者(借主)が負担し、土地改良工事費(国営分担金、償還金)は所有者(貸主)が負担するものとして計算しています。
2	540kg~600kg(9~10俵)程度の地域	9,500円	
3	480kg~540kg(8~9俵)程度の地域	7,500円	
4	480kg(8俵)未満の地域	6,500円	
普通畑		4,000円	

<個別耕作条件の反映の目安>(10a当たり)

面積	10a未満	-500円程度
地形	やや不整形	-500円程度
接道	幅3m以下	-500円程度
地盤	一部軟弱	-500円程度
土地の傾斜	畔はん率5%以上	-500円程度
水利	やや悪い	-500円程度
暗渠・排水路	やや悪い	-500円程度
その他(通作距離等)		-500円程度

※(参考例)10a当たり600kg以上の収量がある地域

面積 7a(-500円)、接道2m道路(-500円)、水利やや悪い(-500円)

参考賃借料は、10,500円-1,500円=9,000円

南陽市農業委員会

☎40-8923・8924(直通)

◎農地の売買・賃貸借等のご相談はお近くの農業委員・最適化推進委員、または農業委員会事務局へ!